

～ 社員の幸せを会社がサポート ～

福利厚生の実を図りましょう！

当協会では、会員事業場の福利厚生の実のため、「中小企業退職金共済制度」と「勤労者財産形成促進制度（財形制度）」の導入を推進しています。

当協会の推進員が訪問し、御社の状況に合わせた制度のメリットを分かりやすく説明いたします。福利厚生制度の実は、●労働者の定着 ●採用に有利等につながる可能性があります。ぜひ、制度の活用をご検討ください。

お問い合わせ・お申し込みは、
当協会 ホワイト企業推進本部まで（☎052-961-3655）

中小企業退職金共済制度

1. 中退共済制度とは … 中小企業の退職金を国がサポートする制度です。
2. 制度の特色 … 国の制度なので安全・確実・有利な特典があります。
 - ①国の助成 掛金の一部を国が助成します
 - ②全額非課税 掛金は法人企業の場合は損金として、また、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税。
 - ③簡単な管理 毎月の掛金は口座振替です。
3. 加入できる企業



従業員のかかな安心のために
国の制度を上手に利用しましょう！

業 種	常用従業員数		資本金・出資金
一般業種（製造業、建設業等）	300人以下	または	3億円以下
卸売業	100人以下	または	1億円以下
サービス業	100人以下	または	5千万円以下
小売業	50人以下	または	5千万円以下

勤労者財産形成促進制度（財形制度）

1. 財形制度とは … 勤労者の「貯蓄の奨励」や「持家の促進」といった財産作りのための努力に対して、国や事業主が援助・協力することを目的とした制度です。

2. 制度の内容
 - ①財形貯蓄制度
 - ②財形持家転貸融資



ライフイベントに備える

●財形貯蓄制度…貯蓄

- 一般財形貯蓄（さまざまな目的に）
- 財形住宅貯蓄（住宅購入・リフォームに）
- 財形年金貯蓄（退職後の老後資金に）

ライフイベントに備える

●財形持家転貸融資…融資

財形貯蓄を行っている勤労者が利用できる住宅ローン。住宅の建設・購入、リフォーム時に利用。融資限度額は財形残高の10倍以内。4000万円まで

◇ 当協会 ホワイト企業推進本部 の私たちがお伺いします ◇



社会保険労務士
加藤 政甫



社会保険労務士
小橋 三郎



社会保険労務士
福田 博司

— お問い合わせ・お申し込み先 —

（一社）名北労働基準協会
ホワイト企業推進本部

☎052-961-3655
FAX052-961-9635